

福島県特定不妊治療費助成事業

① 対象治療

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、
男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)
令和4年3月31日までに治療開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに終了した治療

② 助成上限額

	治療内容	助成上限額
1 特定不妊治療	A,B,D,E	300,000円
	C,F	100,000円
2 男性不妊治療	1に加えて300,000円まで助成	

③ 助成回数(43歳になるまで)
1回に限る

④ 所得制限
なし

不妊治療費助成事業		開始日	①対象治療	②助成上限額	③助成回数	④所得制限	備考
県北	二本松市	H25.4.1~	特定	1回15万円	県同様	なし	県助成金の交付決定を受けた者かつ市への初めての申請日において妻が43歳に達していない者(県助成の上乗せ助成終了後は、市単独助成あり)
		H30.4.1~	一般	年間15万円	連続5年	なし	初めての申請日において妻が43歳に達していない者
	本宮市	H27.4.1~	県同様	県の助成上限額と同額	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者
	川俣町	H28.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者
	大玉村	H23.4.1~	県同様	特定不妊治療・県の助成上限額と同額(ただし、初回のみ20万円)、男性不妊治療:10万円	検討中	県同様	県助成金の交付決定を受けた者
	桑折町	H29.4.1~	県同様	1回目 20万円 2回目以降及び男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者、徴税等を滞納していない世帯
	伊達市	H30.4.1~	特定	15万円(C・F 5万円※)、男性15万円 ※治療終了日が令和2年12月31日以前のものは7万5千円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者 市税等を滞納していない者 初めての市の助成を受けた治療開始日に妻の年齢が43歳に達していない者
国見町	R3.4.1	特定	10万円、男性10万円	県同様	なし	県助成金の交付決定を受けた者	
県中	須賀川市	H26.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・市税等を滞納していない世帯
	田村市	H21.7~ H27.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	なし	
		H31.4.1~	県同様	10万円	県同様	県同様	県助成金の交付を受けた者
	鏡石町	R4.4.1~	特定	1回の治療につき10万円	保険適用回数分	なし	令和4年度から治療開始となり保険適用となった者
		R4.4.1~	一般	各年度につき10万円	保険適用回数分	なし	令和4年度から治療開始となり保険適用となった者
	天栄村	H26.4.1~	特定	10万円	年度2回、通算5年	なし	
		R3.4.1~	一般	10万円	通算6回	なし	
	石川町	H31.4.1~	特定	1回10万円	県同様	なし	治療終了後1年以内の申請が必要。県の助成を受けた場合は、県の給付額を控除した額を助成対象とする。
	玉川村	R2.4.1~	特定	1回の治療につき上限20万円	県同様	なし	治療終了後1年以内の申請としている。村税等の滞納がないこと。県の県助成金の交付決定を受けた者
	浅川町	H28.4.1~	特定	10万円、男性10万円	年度2回、通算5年	なし	・県助成金の交付決定を受けた者 ・町税等を滞納していない夫婦
	古殿町	H22.4.1~	一般、検査	総額20万円	通年2年間	なし	
三春町	H27.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	県同様	・県事業を優先 ・町税等を滞納していない世帯	
	R4.4.1~	生殖補助医療	10万円	妻の年齢が40歳未満:1子につき6回、43歳未満:1子につき3回	なし	・生殖補助医療(保険適用分)のみ助成	
小野町	H23.4.1~	県同様	15万円、男性10万円	通算10回 男性不妊制限なし	なし	*治療終了した年度内の申請を治療終了後1年以内の申請とした。県の助成を受けた方は、県の給付額を控除した額を助成対象費用とする。	
県南	白河市	H22.4.1~	県同様	10万円(C,F5万円)、男性10万円	県同様	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・市税等を滞納していない世帯
	泉崎村	H26.4.1~	県同様	15万円、男性10万円	通算6回	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・村税等を滞納していない夫婦
	中島村	H29.4~	県同様	15万円※(C、F7.5万円)、男性15万円 ※初回のみ30万円(C,Fを除く)	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者 村税等を滞納していない者
	矢吹町	H28.4.1~	県同様	10万円(C,F5万円)、男性10万円	県同様	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・町税等を滞納していない世帯
	棚倉町	H27.4.1~	県同様	15万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者(令和3年度治療分・治療開始分) ・町税等を滞納していない夫婦
	矢祭町	H28.4.1~	県同様	15万円(C,F7.5万円)、男性15万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者
	塙町	H28.4.1~	県同様	15万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者
	鮫川村	H27.4.1~	県同様	県の助成上限額と同額	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者 村税等の滞納をしない夫婦
会津	喜多方市	H26.4.1~ R2.4~(男性不妊)	県同様	県の助成上限額の1/2 男性不妊も同様	県同様(ただし令和3年度治療終了したものも受け付けるため複数回者)	県同様	県助成金の交付決定を受けた者・市税等を滞納していない者
		不妊検査	全額(男性不妊も同様)				
	西会津町	H26.4.1~	一般、特定	保険適応外:10万円(男性不妊も同様) 保険適応:3万円(男性不妊も同様)	通算10回	なし	県事業優先(県事業対象外者も対象とする) 令和3年度から継続して治療しているものは1回に限り10万円を上限に助成
	磐梯町	H30.4.1~	検査・一般・特定	検査・自己負担額の全額 一般・特定)20万円/回 男性不妊も同様	一般・特定)5年度分まで(回数制限なし)	なし	・特定不妊治療費については、県事業を優先させる。 (一部県事業対象外者も対象とする。) ・町税等を滞納していない世帯
	会津坂下町	R4.7.1~	不妊検査	1組の夫婦につき5万円	1組の夫婦に付き1回限り	なし	・事実婚にある夫婦も対象となる。 ・不妊検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること。 ・助成対象は検査開始日から1年以内に行った検査に限る。
	湯川村	H30.10.1~	県同様	県の助成額と同額 男性不妊も同様	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者
	金山町	R4.4.1~	保険診療	高額療養費や附加給付を除いた保険診療の自己負担額が上限	同一年度内で制限なし	なし	保険診療を受けた者・夫婦両方又はいずれか一方が町民・町税等の滞納がない者等
	会津美里町	H31.4.1~	県同様	県の助成上限額と同額 男性不妊も同様	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者 令和5年3月31日までに町に申請した者
南会津	下郷町	H26.4.1~	県同様	20万円	県同様	730万円未満	県助成金の交付決定を受けた者かつ町助成条件に当てはまる者
	檜枝岐村	H21.4~	特定	30万円	年度2回、通算5年	県同様	県助成金の交付決定を受けた者
	只見町	H24.4.1~	県同様	10万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様	
	南会津町	H24.4.1~	一般	年間20万円	2年度分まで	なし	
相双	相馬市	H27.4.1~	特定、一般	10万円	各治療ごと、初回申請治療開始日の妻の年齢 40歳未満→6回 40歳以上→3回	なし	
	南相馬市	R3.4.1	①不妊症の検査及び一般不妊治療 ②特定不妊治療	①継続した1回の治療に対して5万円を限度とし10回まで。 ②初回30万円、2回目以降15万円	①10回 ②6回。リセット有。	なし	・法律上の夫婦 ・市税の対応がない特定不妊治療費については、県事業を優先させる。 令和3年度中に開始した治療について、経過措置としてこれまでの助成を実施。 令和4年4月以降治療開始の助成は制度構築中。
	広野町	H30.11.16~	特定	女性:他助成を除く額×1/2で30万円 男性: " 15万円	6回	なし	令和4年度から保険適用につき、補助対象は令和3年度までに終了した治療のみとする。 県助成金の交付決定を受けた者。 申請日の6ヶ月以上前から住民基本台帳に記載されている者。 町税等を滞納していない夫婦。
H31.3.29~		一般	他助成を除く額×1/2で10万円	通算2回(年度1回) ※一般不妊治療により出産に至った夫婦が再び一般不妊治療を受ける場合は、出産の前に補助を受けた回数を通算しない。	なし	申請日の6ヶ月以上前から住民基本台帳に記載されている者。 町税等を滞納していない夫婦。	

不育症治療費助成
 ① 対象治療
 ヘパリンを主とした不育症治療
 ② 助成上限額
 1回の妊娠期間の治療につき150,000円
 ③ 助成回数
 制限なし
 ④ 所得制限
 なし

		不育症治療費助成				
		①対象治療	②助成上限額	③助成回数	④所得制限	備考
県北	二本松市					
	本宮市	県同様	1回の妊娠期間に15万まで	1回の妊娠期間に左記の金額の範囲内であれば制限なし	なし	・県不育症治療費助成事業の交付決定を受けた者 ・市税等の滞納がない者
	川俣町					
	大玉村					
	桑折町					
	伊達市					
	国見町					
	県中	須賀川市				
田村市						福島県不育症治療費助成に該当しないもので、保険適用の治療費については、田村市妊産婦医療費助成事業で医療費を助成する。
鏡石町						
天栄村		県同様 (R3.4.1～)	10万円	1回の妊娠期間に左記の金額の範囲内であれば制限なし	なし	・県助成金の交付決定を受けた者 ・村税等を滞納していない世帯
石川町		県同様 (R3.4.1～)	1回の妊娠期間につき10万円	年度内1回	なし	・県不育症治療費助成事業の交付決定を受けた者 ・町税等の滞納がない者
玉川村						
浅川町						
古殿町						
三春町		県同様 (R4.4.1～)	1回の妊娠期間に10万円	県同様	県同様	・県不育症治療費助成事業の交付決定を受けた者。町税等の滞納がない世帯 ・県助成申請書写し、県承認決定通知書写し貼付
小野町						
県南	白河市					
	泉崎村					
	中島村					
	矢吹町	県同様	10万円	県同様	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・町税等を滞納していない世帯
	棚倉町					
	矢祭町					
	埴町					
	鮫川村					
会津	喜多方市					
	西会津町		保険適用3万円 不適用10万円		なし	
	磐梯町	医師の指示に基づく不育症の治療	1回の妊娠期間に20万まで	制限なし	なし	・県事業を優先させる。 ・町税等を滞納していない世帯
	会津坂下町					
	湯川村					
	金山町	県同様	県事業適用後の自己負担額以内で町長が認める額	制限なし	なし	・県不育症治療費助成事業の交付決定を受けた者・夫婦両方又はいずれか一方が町民・町税等の滞納がない者等
	会津美里町					
南会津	下郷町					
	檜枝岐村					
	只見町					
	南会津町	県以外	年間20万円	2年度分まで	なし	
相双	相馬市	県同様	10万円	初回申請治療開始日の妻の年齢 40歳未満→6回 40歳以上→3回	なし	
	南相馬市	医師の指示に基づく不育症の検査・治療	1回の妊娠期間に15万まで	制限なし	なし	
	広野町	不育症治療、検査	他助成を除く額×1/2で15万円 1年度につき15万円	制限なし	なし	申請日の6ヶ月以上前から住民基本台帳に記載されている者。 町税等を滞納していない夫婦。